

「容易に」を削り、「の請求(前条第四項第一号に掲げる事務に係るものを除く。以下「開示請求」という。)をする」を「請求する」に改め、同条第二項中「(以下「法定代理人」という。)」を削り、「開示請求」を「前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)」に改め、第二章第二節中同条を第十二条とする。

「第二節 個人情報の開示及び訂正」を「第二節 開示」に改める。

第二章第一節中第十条を第十一条とする。

第九条第二項中「講ずるよう努め」を「講じ」に改め、同条第三項中「知ることができた」を「知り得た」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

第九条を第十条とする。

第八条中「知ることができた」を「知り得た」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項を削り、同条第二項中「目的」の下に「の達成」を加え、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置(第十条において「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。
(個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第七条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

第五章中第三十八条を第六十二条とし、同条の次に次の一章を加える。

第六章 罰則

第六十三条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第十条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の事務に従事している者若しくは従事していた者が、

正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(行政文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。))をいう。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十六条 第六十条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十七条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第二十四条第三項の規定による個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

第五十章中第三十七条を第六十一条とする。

第三十六条第六項を削り、同条第七項中「知ることができた」を「知り得た」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第四章中同条を第六十条とする。

第三章中第三十五条を第五十九条とする。

第三十四条中「第三十二条」を「第五十六条」に改め、同条を第五十八条とする。

第三十三条を第五十七条とし、第三章中第三十条から第三十二条までを二十四条ずつ繰り下げる。

第二章第四節中第二十九条を第五十三条とする。

第二十八条第一項及び第二項中「この章」の下に「及び第六章」を加え、同条第四項

中「(第十条第四項第一号に掲げる事務に係るものを除く。)」を削り、「第十五条第一項」を「開示決定に基づく開示」に、「第十八条第三項の規定により」を「第二十条第三項の規定による」に、「第二十条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「訂正」の下に「若しくは利用停止」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二節から前節までの規定は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十条第一項に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報については、適用しない。

第二章第四節中第二十八条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(苦情処理)

第五十二条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第二章第四節を第六節とし、第三節を削る。

第二十六条中「第十四条第二項」を「第二十二条第三項」に改め、同条第二号中「の開示をする」を「を開示する」に、「当該個人情報」を「当該第三者に関する情報」に改め、同条を第四十二条とし、第二章第二節中同条の次に次の八条を加える。

(審議会の調査権限)

第四十三条 奈良県個人情報保護審議会は、第四十条の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報記録されている行政文書の提示を要求することができる。この場合においては、何人も、奈良県個人情報保護審議会に対し、その提示された行政文書の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、奈良県個人情報保護審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 奈良県個人情報保護審議会は、第四十条の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を奈良県個人情報保護審議会の指定する方法によ

り分類又は整理した資料を作成し、奈良県個人情報保護審議会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、奈良県個人情報保護審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第四十四条 奈良県個人情報保護審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、奈良県個人情報保護審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、奈良県個人情報保護審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第四十五条 不服申立人等は、奈良県個人情報保護審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、奈良県個人情報保護審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第四十六条 奈良県個人情報保護審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第四十三条第一項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第四十四条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第四十七条 不服申立人等は、奈良県個人情報保護審議会に対し、奈良県個人情報保護審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求め、この場合において、奈良県個人情報保護審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 奈良県個人情報保護審議会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第四十八条 奈良県個人情報保護審議会の行う第四十条の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第四十九条 奈良県個人情報保護審議会は、第四十条の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

(答申の尊重義務)

第五十条 諮問実施機関は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

第二十五条中「前条第一項」を「前条」に改め、「実施機関」の下に「(以下「諮問実施機関」という。)」を加え、同条第二号中「(開示請求者)」を「訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者)」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十四条の見出しを「(審議会への諮問)」に改め、同条第一項中「又は訂正決定」を「訂正決定等又は利用停止決定」に改め、「速やかに」を削り、同条第二号中「全部の開示をする」を「全部を開示する」に、「第二十六条」を「第四十二条」に改め、同条第三号中「訂正請求に係る個人情報の全部の」を「訂正請求の全部を容認して」に、「当該不服申立てに係る個人情報の全部の」を「当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して」に改め、同項に次の一号を加える。

四 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

第二十四条第二項を削り、同条を第四十条とする。

第二十二条及び第二十三条を削る。

第二十一条の見出し中「方法」を「手続」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「をしようとする者」及び「実施機関に対し、」を削り、「請求書を提出し」を「書面(以下「訂正請求書」という。))を実施機関に提出してし」に改め、同条第一号中「し」と「個人情報の開示を受けた日その他当該」を加え、同条第二項中「訂正請求をしよう」と「前項の場合において、訂正請求を」に、「に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する」を「が定めるところにより、次に掲げる」に、「提出し、又は提示し」を「提示し、又は提出し」に改め、同項に次の各号を加える。

一 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等

二 訂正請求に係る個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類

三 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者が(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第二十一条を第二十七条とし、同条の次に次の六条、一節及び節名を加える。

(個人情報の訂正義務)

第二十八条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をしなければならない。ただし、法令等の規定により訂正をすることができないとき、実施機関に訂正をする権限がないとき、その他訂正をしないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正請求に対する措置)

第二十九条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前二項の決定（以下「訂正決定等」という。）（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第三十条 訂正決定等は、訂正請求があった日から起算して三十日以内に行わなければならない。ただし、第二十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第三十一条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第三十二条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第二十一条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をし

た実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第二十九条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（個人情報の提供先への通知）

第三十三条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第四節 利用停止

（利用停止請求権）

第三十四条 何人も、自己を個人情報の本人とする個人情報の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

一 第五条第一項から第三項までの規定に違反して収集されたものであるとき、又は第六条第一項若しくは第二項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

二 第六条第一項から第三項までの規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。（利用停止請求の手続）

第三十五条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止を求める内容

四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の利用停止義務）

第三十六条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第三十七条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前二項の決定（以下「利用停止決定等」という。）（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第三十八条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から起算して三十日以内に行わなければならない。ただし、第三十五条第三項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第三十九条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

第五節 不服申立て

第二十条の見出しを「（訂正請求権）」に改め、同条第一項中「第十五条第一項又は第十八条第三項の規定により開示を受けた」を削り、「に事実の誤りがあると認めるときは、」を「（開示決定に基づき開示を受けたもの及び第二十四条第三項の規定により開示を受けたものに限る。第三十四条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する」に、「その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をする」を「当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
第二十条に次の一項を加える。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。
第二十条を第二十六条とし、同条の前に次の節名を付する。

第三節 訂正

第十九条中「第十五条第一項」を「第二十三条第一項」に、「同項第二号」を「同項」に改め、第二章第二節中同条を第二十五条とする。

第十八条第一項中「が開示請求をしようとするとき」を削り、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「規定により」を「場合において、」に改め、「しよう」とを削り、「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に、「に対し、自己が当該」を「が定めるところにより、」に、「証明するために必要な書類で実施機関が定めるもの」を「示す書類」に改め、同条第三項中「第十三条」を「第十八条」に、「第十五条」を「前条」に、「開示をする」を「開示する」に改め、同条を第二十四条とする。

第十六条及び第十七条を削る。

第十五条第一項を次のように改める。

個人情報の開示は、当該個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第十五条第二項中「個人情報開示」を「開示決定に基づき個人情報の開示」に、「に対し、自己が当該個人情報の」を「が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、当該」に、「証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し又は提示し」を「示す書類を提示し、又は提出し」に改め、同条を第二十三条とする。

第十四条第一項中「地方公共団体」を「独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人」に改め、「以下」の下に「この条、第四十一条及び第四十二条において」を加

え、「開示請求に係る個人情報が記録された行政文書の表示」を「実施機関が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「当該個人情報」を「当該第三者に関する情報」に、「以下」を「第四十条及び第四十一条において」に改め、同条を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報第十六条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

第十四条を第二十二條とし、同条の前に次の八条を加える。

(個人情報の開示義務)

第十四条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- 一 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により開示することができない情報
- 二 開示請求者(第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号、次号及び第二十二條第一項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの
- 三 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- 四 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示することに

より、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

五 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

六 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあるもの

七 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

八 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

(部分開示)

第十五条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合にお

いて、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(裁量的開示)

第十六条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報(第十四条第一号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があるとき、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。(個人情報の存否に関する情報)

第十七条 開示請求に対する措置

開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。(開示請求に対する措置)

第十八条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前二項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、その理由がなくなる期日をおらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて記載しなければならない。(開示決定等の期限)

第十九条 前条第一項及び第二項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して十五日以内にならなければならない。ただし、第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算

入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第二十一条 実施機関は、開示請求に係る個人情報他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第十八条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。

この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の奈良県個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第十一条第一項又は第二十条第一項の規定による請求は、それぞれこの条例による改正後の奈良県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第十二条第一項又は第二十六条第一項の規定による請求とみなす。

3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第二十七条第一項の規定による申出については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第二十四条に規定する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく不服申立ては、改正後の条例第四十条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

5 前三項に規定するもののほか、この条例の施行前に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第十三号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項事務の欄1中「除却」を「代執行及び費用の徴収」に改め、同欄11中「10」を「14」に改め、同欄中11を15とし、3から10までを7から14までとし、2の次に次のように加える。

- 3 法第八条第一項本文の規定による保管
- 4 法第八条第二項の規定による公示
- 5 法第八条第三項の規定による評価、売却及び保管
- 6 法第八条第四項の規定による廃棄

別表第一の六の項事務の欄1中「除却」を「代執行及び費用の徴収」に改め、同欄中5を9とし、4を8とし、3を7とし、2の次に次のように加える。

- 3 法第八条第一項本文の規定による保管
- 4 法第八条第二項の規定による公示
- 5 法第八条第三項の規定による評価、売却及び保管
- 6 法第八条第四項の規定による廃棄

別表第一中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項から十六の項までを八の項から十五の項までとし、同表の十七の項事務の欄4中「3」を「10」に改め、同欄中4を11とし、3の次に次のように加える。

- 4 法第十九条第二項の規定による適合証の交付
- 5 法第二十条第一項の規定による報告の要求又は立入調査
- 6 法第二十一条第一項の規定による勧告
- 7 法第二十一条第二項の規定による勧告
- 8 法第二十二条第一項の規定による公表
- 9 法第二十二条第二項の規定による弁明の機会の付与
- 10 法第二十三条第二項の規定による報告の要求

別表第一中十七の項を十六の項とし、十八の項から二十二の項までを十七の項から二十一の項までとする。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の改正規定（次号に掲げる部分を除く。） 規則で定める日
- 二 別表第一の改正規定（別表第一の十七の項事務の欄4中「3」を「10」に改め、同欄中4を11とし、3の次に次のように加える部分に限る。） 平成十七年四月一日

奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第十四号 奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例

奈良県屋外広告物条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 広告物等の制限（第三条―第十三条の二）
- 第三章 監督（第十四条―第十四条の九）
- 第四章 屋外広告物の登録等（第十五条―第十五条の五）
- 第五章 雑則（第十六条―第十六条の三）
- 第六章 罰則（第十六条の四―第十九条）

第一章 総則

第一条中「第百八十九号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「の場所及び方法並びに」を「及び」に、「及び維持」を「並びにこれらの維持並びに屋外広告業」に、「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に、「及び」を「、又は」に

改める。

第二条中「屋外広告物法」を「法」に改め、同条の次に次の章名を加える。

第二章 広告物等の制限

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第一項中「これを掲出する物件」を「広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）」に改め、同項第九号中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改め、同条第三項中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第九号中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

第四条第四項中「次条第一項第一号に掲げる区域内にある」を削り、「はり札又は立看板」を「はり札等、広告旗又は立看板等」に改め、同条に次の一項を加える。

5 公衆に対して危害を及ぼすおそれのある広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

第五条第一項中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第四号中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（景観保全型広告整備地区）

第五条の二 知事は、第四条第一項及び第二項並びに前条第一項の地域又は場所で、良好な景観を保全するため良好な広告物又は掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 知事は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

3 知事は、基本方針に基づき広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠そ

の他表示の方法に関する事項（以下「広告物等の表示の方法に関する事項」という。）を定めるものとする。

4 知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 前項の規定は、広告物等の表示の方法に関する事項を定め、又はこれを変更した場合について準用する。

6 景観保全型広告整備地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針及び広告物等の表示の方法に関する事項に適合するように努めなければならない。

7 知事が景観保全型広告整備地区として指定した区域において、次条第一項第四号若しくは第五号若しくは第二項又は第七条第一号に掲げる広告物を表示し、又はこれらの規定の掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

8 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針及び広告物等の表示の方法に関する事項の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

第六条第一項中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に、「第四条及び前条第一項」を「第四条第一項から第四項まで及び第五条第一項」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第六条の二中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に、「第四条の」を「同項から同条第四項までの」に改める。

第七条及び第八条中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第九条中「一年」を「三年」に改める。

第十一条中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十二条を次のように改める。